

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p><b>【該当箇所】</b> 第2条「当該知見を知った日から六十日以内に」</p> <p><b>【意見内容・理由】</b> 知見を得てから60日以後に化審法の届出等を行う場合にも配慮し「当該知見を得た日若しくは、初めて法第四十一条第2項の通知を受けた日のいずれか遅い日から六十日以内にしなければならない。」とした方が企業側が運用しやすいと考えますがいかがでしょうか。今回の改正内容に直接係る部分ではないですが、ご見解を頂戴できれば幸いです。</p>	<p>本制度は、化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、その製造又は輸入した化学物質について一定の有害性を示す知見を得た場合に、当該知見の報告を義務付けているものです。</p> <p>このため、知見を得た時点を起点として60日以内に報告いただくこととしています。</p>
2	<p><b>【該当箇所】</b> 有害性情報報告書の様式（様式第一（第二条関係）及び様式第二（第四条関係）両方について）（※様式に関しての「有害性情報の報告に関する運用について」の記述についても同様）</p> <p><b>【意見内容・理由】</b> 法人にあっては法人番号の記載も行わせた方が良いと考える。法人番号の記載があると、行政機関の事務の能率の向上が期待出来るので。 また、市民や事業者にとっても利益がある場合があるので。</p>	<p>本制度は、国における「化学物質」の審査や点検に活用できるよう、国内で化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、その製造又は輸入した化学物質について一定の有害性を示す知見を得た場合に、当該知見の報告を義務づけているものです。</p> <p>有害性情報報告書の様式には法人番号の記載までは必須ではないと考え、今般の様式とさせていただいております。</p>